

(R04) 大阪府大手前庁舎来庁者駐車場営業事業者募集に係る質問及び回答

令和4年1月20日

| 到達日 | 採番 | 質問内容（原文のまま、すべての御質問を記載しています。） | 回答 |
|--------|----|---|---|
| 12月17日 | 1 | 募集要項2（8）について、「府内において100台以上の来客用駐車場の運営について実績を有する者であること」と記載がありますが、「来客用駐車場」の定義はございますか？通常のコインパーキングでは対象とならないでしょうか？また「100台以上」については、1現場あたりの台数でしょうか。複数現場の台数を合計した場合は対象とならないでしょうか？ | <ul style="list-style-type: none">・来客用駐車場の定義は特に定めておりませんが、有料サービスを提供している駐車場を想定しており、コインパーキングも対象となります。・また、「100台以上」につきましても、複数現場の台数を合計した場合も対象となります。 |
| 12月20日 | 2 | 令和4年1月31日(月) PM5時が申込の締切になると思いますが、それまでに窓口に必要な書類をお持ちした場合、不備がないかチェックして頂くことは可能でしょうか？特に④2-(8)の提出方法が不安です。（個人情報の部分は消して提出すれば良いのか、等） | <ul style="list-style-type: none">・申込受付期間中であれば、郵送・持参を問わず、申し込まれた書類の形式的な確認を行い、不備がある場合は補正内容をお伝えします（内容の審査は行いません）。ただし、補正された書類の提出が申込受付期間を過ぎた場合は、補正前にご提出いただいた書類で審査することとなりますので、ご注意ください。・また、募集要項 4応募申込手続き(2)「④ 2-(8)にかかる実績が確認できる契約書の写し等」について、形式等の指定はありませんが、確認のため追加で書類提出を求めています。 |
| 12月20日 | 3 | 営業事業者として決定した場合の必要書類について、大阪府指定の様式はどのタイミングで、どのように頂けるのでしょうか？（HPに事業者決定後、HPからダウンロードできるようになるのでしょうか） | 営業事業者の決定は2月上旬の予定です。ホームページに公表後、速やかに決定者あてに、行政財産使用許可申請及び普通財産部分に係る府有財産賃貸契約に関する通知等を行います。（HPへの掲出は行いません） |
| 12月24日 | 4 | 大手前庁舎来庁者駐車場は2019年4月に新規開設されたと認識しています。契約更新により最長5年間運営可能であったが、運営事業者さんが変わられていると思います。運営事業者さんの変遷と終了理由を教えてください。 | <ul style="list-style-type: none">・運営事業者については、令和元年度及び令和2年度はタイムズ24株式会社 様、令和3年度はサイカパーキング株式会社 様です。・終了理由は、事業者の経営上の秘密情報に関連する事項と判断し、回答は控えさせていただきます。 |
| 12月24日 | 5 | 大手前庁舎来庁者駐車場の現使用料・売上実績、利用台数、無料扱い台数を教えてください。 | <ul style="list-style-type: none">・現使用料は67,000,000円/年です（令和3年2月8日募集結果公表済）。・売上実績、利用台数、無料扱い台数については、事業者の経営上の秘密情報に関連する事項と判断し、回答は控えさせていただきます。 |
| 12月24日 | 6 | 大手前庁舎来庁者駐車場の電気設備は電力事業者との直接電力需給契約ですか？ 直接契約でない場合は大阪府庁への支払い実績額を教えてください。 | <ul style="list-style-type: none">・光熱水費については、事業者が直接電力事業者と電力需給契約を締結し、お支払いいただくこととしています。 |

(R04) 大阪府大手前庁舎来庁者駐車場営業事業者募集に係る質問及び回答

令和4年1月20日

| 到達日 | 採番 | 質問内容（原文のまま、すべての御質問を記載しています。） | 回答 |
|--------|----|--|---|
| 12月28日 | 7 | 貴庁WEBサイト上で「大阪府大手前庁舎来庁者駐車場営業事業者募集仕様書」を差し替えた旨、掲載されていますが、修正箇所を明示頂けますでしょうか。 | <p>・仕様書P3[仮囲いの撤去及び新たな設置等]才 旧)「東側(上町筋側)中央部で擁壁が幅6m・奥行1m程度セットバックした場所がありますので、ネットフェンス等の安全対策を講じてください。」 新)「東側(上町筋側)中央部で擁壁が幅6m・奥行1m程度セットバックした場所がありますので、ネットフェンス等の安全対策を講じてください。なお、事業期間終了時は存置し、原状回復は求めません。」</p> <p>・仕様書P4 4 原状回復 旧)「営業事業者は、使用可能期間が満了し、又は使用を認められなくなった場合は、原則として速やかに原状回復してください。ただし、3(4)に定めた場合(新設した舗装、雨水排水、撤去した北側・東側の仮囲い)は除きます。なお、原状回復に際し、営業事業者は一切の補償を大阪府に請求することができません。」 新)「営業事業者は、使用可能期間が満了し、又は使用を認められなくなった場合は、原則として速やかに原状回復してください。ただし、3(4)に定めた場合(新設した舗装、雨水排水、撤去した北側・東側の仮囲い、東側中央部のネットフェンス等の安全対策)は除きます。なお、原状回復に際し、営業事業者は一切の補償を大阪府に請求することができません。」</p> |
| 12月28日 | 8 | 仕様書P2 3使用条件等(4)整備工事等 物件2イ パネルゲートの保管に係る費用は事業者負担なのでしょうか。それとも貴庁より保管場所の提供があるのでしょうか。 | 用地南側の重粒子センターとの間の用地に保管していただくことは可能です。ただし、事業者の責任において適切な養生・管理をお願いします。 |
| 12月28日 | 9 | 仕様書P2 3使用条件等(4)整備工事等 物件1イ ゲート位置は現状と同じで構わないでしょうか。 | 事業期間中、現状のゲートの基礎部を残して置き、事業期間完了時に原状位置に復旧いただいても結構です。 |
| 12月28日 | 10 | 仕様書P2 3使用条件等(4)整備工事等 物件2オ ネットフェンス等の安全対策について 対象箇所は現況の仮囲いの内側という認識で間違いはないでしょうか。 | 現状の仮囲いを撤去する場所になります。 用地を有効活用するため、現状の仮囲いとほぼ同じ位置に設置することが有効と考えます。 |

(R04) 大阪府大手前庁舎来庁者駐車場営業事業者募集に係る質問及び回答

令和4年1月20日

| 到達日 | 採番 | 質問内容（原文のまま、すべての御質問を記載しています。） | 回答 |
|--------|----|--|--|
| 12月28日 | 11 | 募集要項P6 (3) 契約保証金について 契約保証金は契約解除時に返戻されるのでしょうか。それとも使用料と相殺されるのでしょうか。 | <ul style="list-style-type: none">・物件2（大阪城前）普通財産部分の契約保証金については、契約内容が適切に履行された場合、契約満了時に返還します。事業者の債務不履行により契約解除となり、府が事業者に対し金銭債権があるときは、契約保証金と相殺できることとされています。・なお、使用料は使用開始年度前に全納いただくこととなっておりますので、契約保証金と使用料が相殺されることはありません。・物件1（本館西側）及び物件2（大阪城前）の行政財産部分については、契約保証金は発生しません。 |
| 12月28日 | 12 | 仕様書P3 3使用条件等(4)整備工事等 物件2[アスファルト舗装及び排水機能の確保等]素掘会所について 素掘会所を使用する場合、会所蓋や、フェンスで囲うなどの安全対策が必要かと考えます。安全対策について、仕様はございますでしょうか。 | <ul style="list-style-type: none">・府としての仕様の指定はございません。・事業期間中の貸出エリア内で起こる事象は営業事業者の責任となりますので、必要な安全対策をお願いします。 |
| 1月7日 | 13 | 1 仕様書P3 3使用条件等(4)整備工事等 物件2 [その他] ア 歩行者用階段について 高低差があるとのことですが、積算の為、凡そでも結構ですので、高低差をご教示願います。 | 今回対象物件外側の擁壁の高さが約95cmになりますので、その高さをもとにご判断願います。 |
| 1月7日 | 14 | 仕様書P3 3使用条件等(4)整備工事等 物件2 [その他] ア 歩行者用階段について 歩行者用階段を設置しない場合、歩行者用出入口は車路と同一となりますがよろしいでしょうか。 | 同一でも構いませんが、歩行者の安全を優先した出入口としていただくようお願いいたします。 |
| 1月11日 | 15 | 4 応募申込手続き（2）必要書類につきまして、 平成31年度～令和3年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿にて、権限を代表者から拠点長に委任している場合は、拠点長の名義及び印鑑で申込手続きを進めても問題ございませんか。 | 支障はございません。 |

(R04) 大阪府大手前庁舎来庁者駐車場営業事業者募集に係る質問及び回答

令和4年1月20日

| 到達日 | 採番 | 質問内容（原文のまま、すべての御質問を記載しています。） | 回答 |
|-------|----|--|---|
| 1月17日 | 16 | 駐車場利用料金につきまして、料金設定は自由とありますが、変更前には協議が必要とあります。つきましては、協議後、承認（大阪府様内部）まで要する日数について教えてください。 また、大阪府様で承認後、事業者側で利用者向けに周知期間が必要でしょうか。必要であれば周知期間が何日必要か教えてください。 | 変更協議に係る日数（承認まで）については、協議内容によることから一概に申し上げられませんが、簡易なものなら1～2日、それ以外は1週間程度と考えております。また、利用料金を変更する場合、十分な周知期間をもって利用者への説明責任を果たしていただきたいので、少なくとも1か月以上、事業者側で周知期間を設けていただきたいと考えております。 |
| 1月17日 | 17 | (R03) 大阪府大手前庁舎来庁者駐車場営業事業者の募集結果（応募者4社）につきまして、参加企業名をご開示ください。 | 応募者4社からは、募集要項の記載どおり、事業者として決定した法人名の公表の了解は得られておりますが、参加した法人名の公表を開示する了解は得られておりませんので、それ以外の公表は控えさせていただきます。 |